

教 総 号 外
令和 3 年 4 月 2 6 日

市内各小中学校長 様

天童市教育委員会
教育長 相 澤 一 彦
(公印省略)

学校体育施設開放事業に係る利用制限の緩和について（通知）

日頃、市内の小学校及び中学校における学校体育施設の開放事業につきまして、御配慮と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、山形市を対象に発出されておりました県独自の緊急事態宣言について、新規感染者の発生状況等を踏まえ、4月25日で解除されました。

つきましては、学校開放事業の利用について、下記のとおり利用の制限を緩和しますので、利用者の方への周知方、よろしくお願いいたします。

記

1 利用制限緩和の時期

令和 3 年 5 月 1 日（土）から

2 利用制限の緩和事項

市外在住の方の利用（ただし、県内在住に限る）及び他のチームとの合同練習や交流試合による学校体育施設の利用を可能とするが、引き続き県外チームの利用については控えること。

3 その他

- (1) 引き続き「天童市学校体育施設開放新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン」に記載の事項を遵守して利用していただくよう、周知方よろしくお願いいたします。
- (2) 市のホームページにも利用制限の緩和について掲載します。

天童市教育委員会教育総務課管理係
担当 並木
TEL 023-654-1111(内線 813)